

特別児童扶養手当 新規申請案内

令和7年4月

1. 特別児童扶養手当（国の制度）とは

【手当を受給することができるかた】

精神、知的又は身体障害等（内部障害含む）で、法令により定められた程度の障害の状態にある
20歳未満の児童を監護する父母又は養育者

ただし、次のかたには手当は支給されません。

- (1) 対象児童が施設等に入所しているかた
- (2) 対象児童が当該障害を支給事由とする年金を受給しているかた
- (3) 対象児童が日本国内に住所を有しないかた
- (4) 受給資格者（申請者）が、日本国内に住所を有しないかた

【手当額】（令和7年4月現在）

- 重度障害（障害程度基準表1級） 1人につき月額 56,800 円
- 中度障害（障害程度基準表2級） 1人につき月額 37,830 円

【支給方法】

受給資格が認定された後に支給開始となり、公金受取口座又はご指定の金融機関口座に振り込みます。

原則として、申請をした月の翌月分から支給となります。

支給日は、各支給月の11日です。（11日が土曜・日曜・休日にあたる場合はその前営業日）

支 給 月	支 払 の 対 象 と な る 月
4 月	1 2 月 ～ 3 月
8 月	4 月 ～ 7 月
1 1 月	8 月 ～ 1 1 月

お問合せ・申請先

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎本館2階

目黒区 子ども若者部 子ども若者課 育成給付係

電話 03-5722-9645（直通）

FAX 03-5722-9328

【障害程度基準表】

1 級		2 級	
1	視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のもの	1	視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のもの
2	視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	2	視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
3	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの	3	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
4	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	4	求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2 の視標で両眼の視野がそれぞれ 5 度以内におさまるもの
5	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	5	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
6	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	6	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
7	両上肢のすべての指を欠くもの	7	平衡機能に著しい障害を有するもの
8	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	8	そしゃくの機能を欠くもの
9	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	9	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
10	両下肢を足関節以上で欠くもの	10	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
11	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	11	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	12	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
13	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	13	一上肢のすべての指を欠くもの
14	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	14	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
		15	両下肢のすべての指を欠くもの
		16	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
		17	一下肢を足関節以上で欠くもの
		18	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
		19	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
		20	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
		21	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※障害程度基準に該当するかどうかは、提出された診断書等から東京都の医師の審査により総合的に判断されます。

【手当の対象となる障害の状態の例】

「障害程度基準表」(P.2)記載の障害の程度はおおむね以下に該当しますが、詳細は「お問合せ・申請先」(P.1)までお問合せください。

身体障害

おおむね身体障害者手帳1級～3級程度(下肢障害については4級の一部を含む)

疾患により長期にわたる安静を必要とする程度の状態にあるもの等

知的障害

おおむね愛の手帳1度～3度程度

精神障害

上記と同程度の障害(自閉スペクトラム症等により日常生活に著しい制限を受けるかた等)

重複障害

複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。

詳細は「お問合せ・申請先」(P.1)までお問合せください。

2. 所得制限

受給資格者（申請者）の所得（①）や、配偶者・扶養義務者の所得（①）が政令で定める額（P.5）「③所得制限限度額表」参照）以上であるときは、その年度（8月から翌年7月まで）の手当は支給されません。（所得が制限限度額以下になった年の翌年の8月分から支給されます。）

※受給資格者（申請者）・・・対象児童を監護する父母または養育者

※配偶者・・・受給資格者（申請者）の夫または妻

※扶養義務者・・・受給資格者（申請者）と同居している親族（受給資格者からみた直系血族（曾祖父母・祖父母・父母・子・孫・曾孫）及び兄弟姉妹）

◆所得制限の審査に用いる所得額の計算方法

① 所得額 = 課税対象となる収入額（※）－ 給与所得控除(または必要経費)額等 － ② 各種控除額

参考：給与収入のみの場合・・・所得額＝源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」－ ②各種控除額

※分離課税される株式等配当所得や株式の譲渡所得等を除く。詳細はお問合せください。

②各種控除額			
控除の種類	受給資格者	配偶者・扶養義務者	備 考
雑損控除	相当額	相当額	
医療費控除	相当額	相当額	
小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額	
配偶者特別控除	相当額	相当額	最高 33 万円
社会保険料控除	8 万円	8 万円	
障害者控除	27 万円	27 万円	
特別障害者控除	40 万円	40 万円	
寡婦控除	27 万円	27 万円 (配偶者はなし)	・ 夫と離婚した後婚姻していない者のうち、一定の要件を満たすもの ・ 夫と死別した後婚姻していない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、一定の要件を満たすもの
ひとり親控除	35 万円	35 万円	婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、一定の要件を満たすもの
勤労学生控除	27 万円	27 万円	学生で所得が 65 万円以下のうち給与所得 10 万円以下の場合

※令和 2 年以降に給与所得または公的年金等所得がある場合、収入から給与所得控除額または公的年金等控除額を控除した金額から、10 万円が控除されます。

※上記表以外の所得（長期譲渡所得、短期譲渡所得等）についても控除できる場合があります。

◆ ①所得額が下記「③所得制限限度額表」にある金額よりも少ない場合は、手当が支給されます。

③所得制限限度額表			
所得制限限度額	扶養親族の数 (※)	受給資格者	配偶者・扶養義務者
◆1月～7月分手当 前々年所得で判定	0人	4,596,000円	6,287,000円
	1人	4,976,000円	6,536,000円
	2人	5,356,000円	6,749,000円
◆8～12月分手当 前年所得で判定	3人	5,736,000円	6,962,000円
	4人	6,116,000円	7,175,000円
	5人	6,496,000円	7,388,000円
	以下1人増すごとの 加算額	380,000円	213,000円
*扶養親族のうち70歳以上の同一生計配偶者 または老人扶養1人につき		+100,000円	(2人目から) +60,000円
*扶養親族のうち16歳以上23歳未満の扶養親族 1人につき		+250,000円	

※12月31日現在の税法上の扶養親族数です。

3. 申請時の必要書類等

特別児童扶養手当の申請は、必要書類等がすべて整った時点で受理されます。

特別な事情がある場合は、以下①～⑩以外にも書類が必要な場合があります。詳細はお問合わせください。

	必 要 書 類	備 考
☐	① 特別児童扶養手当認定請求書（所定の様式）	
☐	② 特別児童扶養手当認定診断書（所定の様式）	* 作成年月日が 申請月又はその前月中のもの * 愛の手帳又は身体障害者手帳をお持ちのかたは、診断書を省略できる場合があります。 * 診断書の様式が改正される場合があります。区から診断書様式を受け取ってから期間が経過している場合は、医師に作成を依頼する前にお問合わせください。
☐	③ 身体障害者手帳、愛の手帳、療育手帳	* お持ちのかたのみ
☐	④ 振込先口座の通帳（キャッシュカード）のコピー	* 公金受取口座を希望するかたは不要 * 申請者名義の普通預金のもの
☐	⑤ マイナンバー（個人番号）がわかるもの	* 請求者、配偶者、対象児童、扶養義務者のもの * 次のいずれか 1 点 - a マイナンバーカード - b マイナンバー（個人番号）が記載された住民票
☐	⑥ 手続きに来庁するかたの本人確認書類	* 次のいずれか 1 点 - a マイナンバーカード b 運転免許証 - c パスポート d 住民基本台帳カード - e 身体障害者手帳 f 在留カード - g その他公官署が発行した書類で、顔写真、氏名、生年月日（又は住所）が記載されたもの * 次のいずれか 2 点 - a 健康保険証 b 年金手帳 - c 児童扶養手当証書 - d その他公官署が発行した書類で、氏名、生年月日（又は住所）が記載されたもの
☐	⑦ 印鑑	* 申請者でないかたが申請に来庁する場合のみ
☐	⑧ 世帯全員の住民票	* 申請者と対象児童が別居している場合のみ ・ 続柄・本籍・筆頭者の記載があるもの ・ 発行日から 1 ヶ月以内のもの
☐	⑨ 監護・養育事実についての調査書（所定の様式）	* 申請者と対象児童が別居している場合のみ
☐	⑩ 委任状	* 申請者と別世帯のかたが来庁する場合のみ、以下内容を記載したもの。様式は自由。 ・ 申請者の住所、氏名 ・ 委任する内容（「特別児童扶養手当の認定請求手続き」等） ・ 代理人（来庁者）の住所、氏名 ・ 委任状の宛名（「目黒区長宛」）および作成年月日

4. 認定された後は・・・

(1) 所得状況届について

所得状況届とは、受給者とその配偶者及び扶養義務者の前年の地方税法上の所得の額によって、その年の8月から翌年の7月までの手当を支給できるか審査するため、毎年8月に提出していただくものです。所得状況届のお知らせに記載のある届出期間を過ぎると手当の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

未提出のまま2年経過すると、「手当を受ける権利」がなくなります。 再度、手当を受けたい場合には、改めて新規の申請が必要になりますので、ご注意ください。

(2) 有期認定について

有期認定とは・・・

対象児童の障害の状態について、一定の期間（有期の期間（※））を設けて受給資格を認定すること。

（※）障害の種類が慢性疾患（内部障害）、知的障害の場合はおおむね2年など、適宜必要な期間を定め、「有期認定通知書」によりお知らせします。

有期更新とは・・・（有期認定されているかたのみ）

一定の期間が過ぎると、再度、手当支給対象の障害状態にあるかについて認定が必要となります。有期期限までに診断書（原則として有期認定期限の当月または前月中のもの）等を提出してください。

なお、障害の種類によっては診断書を省略できる場合がありますので、詳細は有期期限の2か月前に区から送付される有期更新に係るお知らせをご覧ください。

*提出期限までに診断書等の必要書類を提出されない場合、**その期間の手当が不支給**（カット）となりますので、ご注意ください。

*有期認定期限内でも、障害の状態が変わったときは届出が必要です。詳細はお問合せください。

(3) その他の届出について

住所・氏名・口座等の変更があったとき、所得状況が変わったとき、扶養義務者と同居・別居となったとき、障害の状態に変化があったとき、対象児童が施設に入所したとき（※）等は届出が必要です。詳細は、認定通知に同封されている「特別児童扶養手当受給者のしおり」をご覧ください。

（※）施設の中には病院や学園という名称のものがあります。資格喪失となる施設入所かどうか不明なときは、お問合せください。

(4) 優遇制度について（手当が支給されているかたのみ）

水道・下水道料金の減免や粗大ごみ等の廃棄物処理手数料の免除等の優遇制度があります。詳細は、認定通知に同封されている「特別児童扶養手当受給者のしおり」をご覧ください。

◆ご不明な点がございましたら、お問合せ先（P.1）まで、ご連絡をお願いいたします◆